

監査報告書

平成20年6月10日

公立大学法人九州歯科大学

理事長 福田 仁一 殿

公立大学法人九州歯科大学

監事 廣瀬隆明

印

監事 西川莉子

印

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項及び第34条第2項の規定に基づき、公立大学法人九州歯科大学の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第2期事業年度の業務執行について監査した。その結果を、公立大学法人九州歯科大学監事監査規定第9条の規定に基づき、次のとおり報告する。

第1、監査の方法の概要

両名で定めた「平成19年度監事監査計画」に基づいて、理事会、経営協議会に出席するとともに、重要な決裁書類等を閲覧した。更に、理事等から役員会の議事録に基づいて業務運営の報告を受け、各部門責任者からは主要な学内委員会の議事録及び、平成19年度業務実績報告書に基づいて業務処理の状況を聴取するとともに、業務及び会計の状況を調査した。

又、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書をいう。）、決算報告書につき検討を加えた。

第2、監査の結果

1、〔業務監査〕（公立大学法人九州歯科大学監事監査規程第4条第1項第1号）

- （1）業務の遂行に関し、法令等に従い適正に処理され、法令等に違反する事実は認められない。
- （2）「平成19年度業務実績報告書」は、当法人の平成19年度の業務運営の実績が正しく記載されていると認める。

2、〔会計監査〕（公立大学法人九州歯科大学監事監査規程第4条第1項第2号）

- （1）財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、当法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に示しているものと認める。
- （2）利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- （3）決算報告書は、当法人の予算区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

第3、監査意見に影響を与えるものではないが是正又は改善を要する事項

- 1、本年度は、本学が法人化されてからの2年目に入り、業務内容、業務実績について一定の安定さが見られ、大学運営の具体的な実

務目標である中期計画中の7項目の中期計画項目、68の実施計画については、昨年度と比較し、昨年度の監査意見への対策を含めてかなり改善していて、中期計画が順調に達成されつつあることが認められた。

2、 しかるに、業務会計監査結果に基づいて、気付いた点について次のような意見を述べておきたい。

- (1) 「事務局機能の強化」に関して、今後も増加することが予想される事務量に対応する処理能力の向上策及び、人的配置をどのようにするかについて短期的及び、長期的な具体策を検討してもらいたい。
- (2) 病院収入については、昨年度と比し増加しているが、他方、医療材料費が昨年と比し33%増となっていることからすると、今後病院収入と経費との関係をどのように考えていくべきかを検討してもらいたい。
- (3) 本館に移転したことにより、光熱水等の維持・管理費に関する経費の大幅増加が見られるが、収入に一定の限界がある以上、今後、経費削減に向けての具体的な数値目標を算定することの可否について検討してもらいたい。

以 上